

## 宮崎市放課後児童健全育成事業（宮崎市児童クラブ事業）実施要綱

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業（宮崎市児童クラブ事業）（以下「本事業」という。）の実施にあたって基本的な事項を定めるものとする。

### （目 的）

第2条 本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了した後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図ることを目的とする。

### （実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、宮崎市とする。ただし、市長は、本事業の実施を社会福祉法人等の団体に委託することができる。

### （対象児童）

第4条 本事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「放課後児童」という。）とする。

### （事業の内容）

第5条 本事業は、家庭、地域などと連携を図りながら、放課後児童の健全育成に資する支援を行うものとする。

2 支援の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 放課後児童の活動状況の把握
- (4) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- (5) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (6) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

### （開所時間及び休業日）

第6条 本事業の開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めるときは、開所時間を変更することができる。

- (1) 平日（小学校休業日以外の日）は、授業の終了後から午後6時まで
- (2) 小学校休業日は、午前8時から午後6時まで

2 本事業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (4) 3月の最終土曜日
- (5) 市長が特に認める日

#### (入会)

第7条 宮崎市児童クラブの利用を希望する者は、宮崎市児童クラブ入会申請書（様式第1号）及び就労・就学証明書兼自営業申立書（様式第2号）又は、誓約書（様式第3号）等の必要書類を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する誓約書（様式第3号）の有効期間は、新年度受付分については誓約書を提出した日から2か月の属する月末とする。ただし、年度途中で離職された方は、退職日から2か月の属する月末とする。また、同一年度内に提出できる回数は、1回までとする（就労期限満了での退職や会社都合での退職を除く）。

3 市長は、入会申請があったときは、申請内容等を審査し、入会を決定する。ただし、納入義務者が宮崎市児童クラブ利用者負担金（以下「負担金」という。）を滞納しているときは、入会決定を保留することができる。

4 市長は、入会を決定したときは、申請者に宮崎市児童クラブ入会決定通知書（様式第4号）により、通知する。

5 入会の決定の通知を受けた申請者は、市長に入会誓約書（様式第5号）及び登録児童台帳（様式第6号）を提出しなければならない。

#### (辞退)

第8条 入会の決定の通知を受けた申請者が、入会を辞退するときは、宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

#### (退会又は取下げ)

第9条 入会中の放課後児童が本事業の利用を必要としなくなった場合、申請者は、宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 入会申請中の放課後児童が本事業の利用を必要としなくなった場合、申請者は、宮崎市児童クラブ退会・辞退・取下げ届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

#### (入会解除)

第10条 市長は、次に該当する放課後児童の入会を解除することができる。

(1) 市長が、本事業の対象児童でなくなったと認めるとき

(2) 納入義務者が負担金を納入期限までに納入しないとき

(3) その他市長が、必要があると認めたとき

2 市長は、入会を解除したときは、申請者に宮崎市児童クラブ入会解除通知書（様式第8号）により、通知する。

#### (申請内容変更)

第11条 宮崎市児童クラブの利用を希望する者は、入会申請後、申請内容に変更が乗じた場合は、速やかに宮崎市児童クラブ入会申請事項変更届（様式第9号）を提出しなければならない。

#### (利用者負担金等)

第12条 児童クラブ利用者は、宮崎市児童クラブ事業利用者負担金徴収条例で定められた利用者負担金を支払うものとする。

2 おやつ代、傷害保険料及び行事等で必要な費用（以下「おやつ代等」という。）は、保護者了解の上、利用児童の保護者負担とし、児童クラブ毎に徴収することができる。

(定員)

第13条 児童クラブの利用定員は、別表1のとおりとする。ただし、利用状況等を勘案し、定員を増員することができるものとする。

(実施地域)

第14条 児童クラブの通常の事業の実施地域は、別表2のとおりとする。

(放課後児童支援員等)

第15条 放課後児童支援員（以下「支援員」という。）の職務は、第5条の規定に基づいた支援を行うものとする。

2 支援員と補助員の員数については、別表3のとおりとする。

(苦情への対応)

第16条 第3条ただし書きの規定により委託を受けた者は、保護者等の苦情に適切に対応するため、苦情解決の責任者、受付担当者、第三者などを定め、保護者に対しその仕組みを周知する。

(非常災害時及び緊急時の対応)

第17条 非常災害時及び事故・防犯等の緊急時における対応は、児童クラブ毎に小学校や関係機関等と連携し、立地環境に応じた体制を整え、防災マニュアル等の整備を行う。また、避難訓練及び消火訓練を定期的実施する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第6条第2項第4号の規定については、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月17日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、令和5年度中はこれを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月6日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、令和5年度中はこれを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年12月26日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1

児童クラブ名	定員(人)	児童クラブ名	定員(人)
江平児童クラブ	119	広瀬西児童クラブ	38
赤江児童クラブ	137	佐土原児童クラブ	45
大宮児童クラブ	308	那珂児童クラブ	88
港児童クラブ	97	ひがし児童クラブ	45
大淀児童クラブ	80	広瀬北児童クラブ	113
潮見児童クラブ	144	田野児童クラブ	19
生目台東児童クラブ	114	さくらが丘児童クラブ	33
宮崎南児童クラブ	146	高岡児童クラブ	78
小松台児童クラブ	126	穆佐児童クラブ	31
住吉南児童クラブ	120	天ヶ城児童クラブ	23
内海児童クラブ	20	倉岡児童クラブ	71
国富児童クラブ	66	青島児童クラブ	38
東大宮児童クラブ	104	きよたけ児童クラブ	143
住吉児童クラブ	102	かのう児童クラブ	175
宮崎西児童クラブ	38	おおくぼ児童クラブ	38
生目児童クラブ	76	住吉第二児童クラブ	20
小戸児童クラブ	76	宮崎児童クラブ	41
西池児童クラブ	155	広瀬児童クラブ	103
宮崎東児童クラブ	76	東大宮夢はうす児童クラブ	25
大塚児童クラブ	132	ちくたつく太宮児童クラブ	20
櫛北児童クラブ	162	コペルキッズ児童クラブ	45
江南児童クラブ	99	遊びbaseたいら児童クラブ	30
学園台児童クラブ	42	七つの星幼稚舎児童クラブ	20
池内児童クラブ	76	ひまわり楽園児童クラブ	40
木花児童クラブ	45	あけぼの園児童クラブ	20
恒久児童クラブ	116	あおぞら江平児童クラブ	40
櫛児童クラブ	108	浮之城ひまわり楽園児童クラブ	45
瓜生野児童クラブ	56	鏡洲児童クラブ	45
本郷児童クラブ	60	MSGキッズ宮崎児童クラブ	22
古城児童クラブ	36	あおぞら生目児童クラブ	40
旭町児童クラブ	22	MSGキッズ西池児童クラブ	25
		七野児童クラブ	35

別表 2

児童クラブ名	事業の実施地域	児童クラブ名	事業の実施地域
江平児童クラブ	江平小学校区	広瀬西児童クラブ	広瀬西小学校区
赤江児童クラブ	赤江小学校区	佐土原児童クラブ	佐土原小学校区
大宮児童クラブ	大宮小学校区	那珂児童クラブ	那珂小学校区
港児童クラブ	宮崎港小学校区	ひがし児童クラブ	主に広瀬小学校区
大淀児童クラブ	大淀小学校区	広瀬北児童クラブ	広瀬北小学校区
潮見児童クラブ	潮見小学校区	田野児童クラブ	<a href="#">田野小学校区</a>
生目台東児童クラブ	生目台東小学校区	さくらが丘児童クラブ	主に田野小学校区
宮崎南児童クラブ	宮崎南小学校区	高岡児童クラブ	高岡小学校区
小松台児童クラブ	小松台小学校区	穆佐児童クラブ	穆佐小学校区
住吉南児童クラブ	住吉南小学校区	天ヶ城児童クラブ	主に高岡小学校区
内海児童クラブ	内海小学校区	倉岡児童クラブ	倉岡小学校区
国富児童クラブ	国富小学校区	青島児童クラブ	青島小学校区
東大宮児童クラブ	東大宮小学校区	きよたけ児童クラブ	清武小学校区
住吉児童クラブ	住吉小学校区	かのう児童クラブ	加納小学校区
宮崎西児童クラブ	宮崎西小学校区	おおくぼ児童クラブ	大久保小学校区
生目児童クラブ	生目小学校区	住吉第二児童クラブ	住吉小学校区
小戸児童クラブ	小戸小学校区	宮崎児童クラブ	宮崎小学校区
西池児童クラブ	西池小学校区	広瀬児童クラブ	広瀬小学校区
宮崎東児童クラブ	宮崎東小学校区	東大宮夢はうす児童クラブ	主に東大宮小学校区
大塚児童クラブ	大塚小学校区	ちくたつく大宮児童クラブ	主に大宮小学校区
櫛北児童クラブ	櫛北小学校区	コペルキッズ児童クラブ	主に江平小学校区
江南児童クラブ	江南小学校区	遊びbaseたいら児童クラブ	主に広瀬西小学校区
学園台児童クラブ	学園木花台小学校区	七つの星幼稚舎児童クラブ	主に広瀬北小学校区
池内児童クラブ	池内小学校区	ひまわり楽園児童クラブ	主に宮崎南小学校区
木花児童クラブ	木花小学校区	あけぼの園児童クラブ	主に江南小学校区
恒久児童クラブ	恒久小学校区	あおぞら江平児童クラブ	主に江平小学校区
櫛児童クラブ	櫛小学校区	浮之城ひまわり児童クラブ	主に櫛北小学校区
瓜生野児童クラブ	瓜生野小学校区	鏡洲児童クラブ	鏡洲小学校区
本郷児童クラブ	本郷小学校区	MSGキッズ宮崎児童クラブ	主に宮崎小学校区
古城児童クラブ	古城小学校区	おおぞら生目児童クラブ	主に生目小学校区
旭町児童クラブ	<a href="#">主に広瀬小学校区</a>	MSGキッズ西池児童クラブ	主に西池小学校区
		七野児童クラブ	七野小学校区

## 宮崎市児童クラブ支援員等配置基準表

児童クラブ利用児童数	支援員数	補助員数	合計
0～45	1	1	2
46～90	2	2	4
91～	3	3	6

<補助員等の加配>  
障がいのある児童の状況、利用児童の増加、その他特別な事情により、宮崎市が必要と認めた場合は、補助員等を適宜配置する。